

平成18年

## 4月使用分から下水道使用料が変わります

日頃から、下水道事業につきましてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

昨年もお知らせしていますが、下水道事業の安定的な運営を図るため、平成19年4月までに段階的に使用料が引き上げになります。

厳しい経済情勢のなか、皆さまには、ご負担をおかけしますが、今後とも経費節減を図り、効率的な事業運営とサービスの向上に努力してまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 平成18年4月からの下水道使用料

一般家庭の場合（別表1参照）

一般家庭の世帯割料金は、1戸につき1ヶ月2,205円となります。

世帯員割料金は変わらず、世帯員1人につき1ヶ月420円です。

例）4人家族の1ヶ月の下水道使用料は、2,205円 + (4人 × 420円) = 3,885円となります。

事業所等の場合（別表1参照）

事業所の基本使用料は、1事業所につき1ヶ月2,205円となります。

1ヶ月の水道使用量が15立方メートルまでの場合には、基本使用料だけとなりますが、15立方メートルを超えれば、15立方メートルを超えた1立方メートルにつき、136円の超過使用料が必要となります。

例）1ヶ月に50立方メートルを使用される事業所の1ヶ月の下水道使用料は、

2,205円 + (50立方メートル - 15立方メートル) × 136円 = 6,965円となります。

別表1 1ヶ月あたりの料金表

(消費税込)

種 別	区 分	現在の使用料	平成18年4月からの使用料	平成19年4月からの使用料
一般家庭	世 帯 割	1,890円	2,205円	2,520円
	世 帯 員 割 (世帯員1人につき)	420円	420円	420円
事業所	基本使用料	15立方メートルまで	1,890円	2,205円
	超過使用料	15立方メートルを超えた1立方メートルごと	105円	136円

使用料の請求は、現行どおり2ヶ月に1回（奇数月）です。

使用料の納付につきましては、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替を希望される方は、通帳と印鑑をご持参のうえ伯耆町指定金融機関の各本支店で手続きをしてください。

【問い合わせ先】 地域整備課 上下水道室 ☎ 68 - 5540